

(案)

静岡県道路技術審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者は、事務局の指示に従って会場に入室してください。

2 傍聴に当たって守るべき事項

- (1) 会議中は、私語を慎むとともに、発言、拍手その他の方法による可否の表明等は決してしないでください。
- (2) 会場内での飲食、喫煙はできません。
- (3) 会場内の写真撮影、録画、録音等はお断りします。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (4) その他、会議の運営の支障となる行為はしないでください。

3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反する行為をしたときには、会長が退場を命ずる場合があります。退場を命じられた方は速やかに退出してください。